

元会監第 296 号

令和 2 年 2 月 26 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 渡 部 啓 二

会津若松市監査委員 目 黒 章三郎

財政援助団体監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して財政援助団体監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等に対する監査（財政援助団体監査）

2 監査の対象

財政援助団体及びその所管課

(1) 対象所管課 観光商工部 観光課

(2) 対象財政援助団体 会津若松市戊辰 150 周年記念事業実行委員会

(3) 対象補助金等名称 会津若松市戊辰 150 周年記念事業実行委員会負担金

3 監査対象期間

平成 29 年度及び平成 30 年度事務執行分

4 監査対象事項

(1) 所管課

- ア 負担金の額の算定、交付方法、時期、条件、手続等
- イ 負担金の効果、条件の履行の確認等
- ウ 財政援助団体に対する指導監督等

(2) 財政援助団体

- ア 負担金の交付申請、実績報告等に係る事務手続等
- イ 負担金の効果、交付条件等に基づく事業の履行状況
- ウ 負担金に係る会計処理状況

5 監査の着眼点

監査委員は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる」とされている。

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第5 財政援助団体等監査の着眼点」のうち「1 財政援助団体等監査」等に基づき、当該補助金等に係る当該団体における出納その他の事務の執行が、当該補助金等の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

6 監査実施内容

財政援助団体及び当該補助金等の交付を行った所管課に対し、あらかじめ出納その他の事務の執行に関わる関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査を必要とする事項について、財政援助団体の事務責任者及び所管課の所属長の出席を求め、監

査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和元年11月6日から令和2年1月10日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和2年1月14日

8 監査結果

財政援助団体を対象として、所管部局において事業効果等の検証は適正に行われているか、財政援助団体に対する指導監督は適切に行われているか、財政援助団体が行う事業は適切に行われているか等の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、更なる事務執行の適正を期し、次のとおり意見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○実行委員会事務局組織及び運営について（観光課及び会津若松市戊辰150周年記念事業実行委員会）

当該実行委員会における事業の実施に当たっては、観光課長を事務局長として、観光課内に設置された事務局において

事務の執行がなされている。今回、提出された資料を確認したところ、実行委員会事務局における契約及び事業実施に係る意思決定の事務手続において、金額によらず事務局長により決裁され、また、一部が会長決裁とされていた。これらの決裁権限に係る区分については、実行委員会としての定めは設けておらず、その都度事業の内容等により判断しているとのことであった。しかしながら、実行委員会という組織としての判断を行う場合において、その意思決定の事務手続には一定のルールが必要であると考え、決裁権限の区分を含め、意思決定のあり方について、検討されたい。

また、事業実施に係る意思決定について、例えば、近隣県への新聞広告掲載によるPR事業の実施に当たっては、宮城県及び新潟県を対象地域として実施されているが、その対象地域の絞り込みに係る意思決定の記録が残されていないなど、一部の事業においてその経緯を記録として確認できないものも見受けられた。さらに、ARアプリケーション拡充業務委託においては、委託した業務の一部内容について、分割して契約するか、又は契約期間を変更して行うべきところ、それが行われていないものが見受けられた。実行委員会として、また、その所管課として、負担金という公金により実施された事業について、第三者への説明責任を果たすことができるよう適切な事務処理に努められたい。

また、実行委員会が実施した誘客宣伝事業について、様々な広告掲載及び協賛事業が行われているが、その対象地域等

において一部偏りが見受けられる部分があり、今後同様の事業実施に当たっては、そのPR対象地域及び広告媒体等について、多角的、多面的な方向性について更に検討されたい。

また、前述のとおり事務局内におけるチェック体制についても、十分に機能していたとは言い難い状況が見受けられた。一方、当該実行委員会事務局を所管課へ設置するに当たり、所管課である観光課においては、市の通常業務に加え、実行委員会事務局業務が増加することとなったが、業務量の増加に伴い、それらを実施していく上で適切に事務処理を行うための体制が整えられたかは、課題が残ると思料する。

今後同様の予算規模となる実行委員会等の事務局を市に設置する場合においては、人的な適正配置を含め、所管課における内部統制機能が十分発揮できるような環境整備についても、十分検討されたい。